

議案第 12 号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を別冊調書のとおり変更する。

平成28年2月18日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山都市計画事業西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区
一体型特定土地区画整理事業地区等の字の区域及び名称を整備
し、地域住民の利便の向上を図るためである。